

※環境省事業(循環型社会形成推進交付金)により合併処理浄化槽への転換を促進しています。



単独処理浄化槽を使用している皆様へ 合併処理浄化槽への転換のお願い

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽

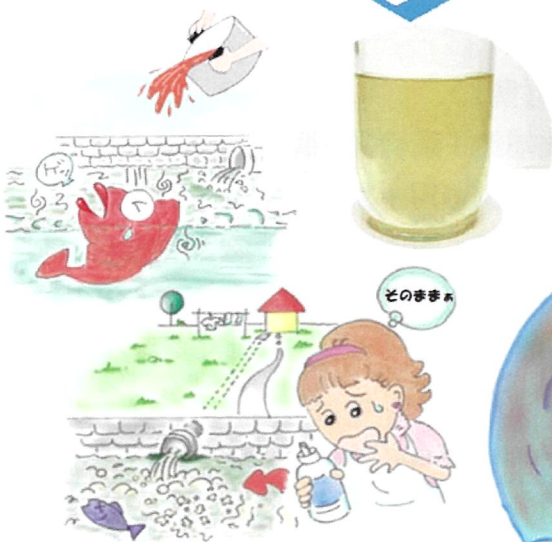
単独処理浄化槽ではトイレ排水しか処理できないために洗面(洗濯)・浴室では洗剤などキッチンでは流しに流した残り汁などは全てそのまま側溝を通り川へ直接入ってしまいます。

比較!!

合併処理浄化槽では家庭で使用した水は全てキレイに処理して川へ入ります。

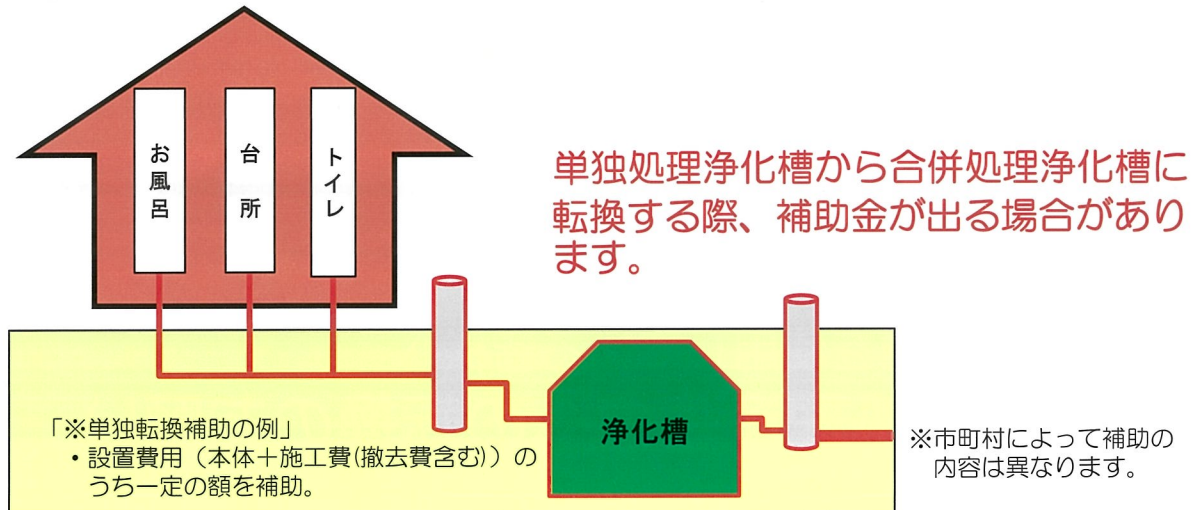
単独処理浄化槽の家の処理水

合併処理浄化槽の家の処理水



「浄化槽法の一部を改正する法律(令和2年4月施行)」に規定が追加されました。

そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができる。(附則第11条関係)



私たちが暮らしで使った水をきれいにせずに流すと・・・
身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、
身近な水をきれいにしましょう!



単独浄化槽から合併浄化槽への転換(例)

5人槽設置の場合(設置補助+撤去補助+配管費補助) ※補助要件あり
332,000円+90,000円+300,000=722,000円

7人槽設置の場合(設置補助+撤去補助+配管費補助) ※補助要件あり
414,000円+90,000円+300,000=804,000円

(お問い合わせ)

久留米市企業局 上下水道部給排水設備課 浄化槽チーム

電話:0942-30-9237 電子メール:suidokyu@city.kurume.fukuoka.jp

一般社団法人浄化槽システム協会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-32 芝大門ビル5階 Tel:03-5777-3611 Fax:03-5777-3613 <http://www.jsa02.or.jp>

【資料提供】環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

協力:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社